

今回のテーマ「最低賃金の目安制度の見直し」について

厚生労働省の中央最低賃金審議会は目安制度の在り方に関する全員協議会報告で目安制度の見直しを発表しました。新しいランク区分は今年から導入されます。

2023年4月7日 西日本新聞 朝刊

厚生労働省は、最低賃金の目安額を示す際に都道府県を分けている区分を、現行A-Dの四つからA-Cの三つに減らす方針を固めた。中間層のBの県などを増やすことで、全体の水準を底上げし、地域間格差を

厚労省、地域格差是正狙う 最低賃金県別区分を再編

現在の最低賃金と都道府県の区分

Table with 4 columns: 都道府県名, 区分, 現在の最低賃金, 最低賃金. Lists 47 prefectures and their current minimum wage rates.

Table showing the proposed new minimum wage district divisions (A, B, C, D) for 4 districts and 3 districts.

き上げの目安を示す仕組み。目安額を踏まえ、各地の地方審議会が改定額を毎年決める。Aの目安が最も高いことが多く、最も低いDとの差が生じやすい。

最低賃金の区分見直し案... 022年度の全国平均時給は96.1円で、最高が東京都の107.2円、最低が青森、宮崎など10県の85.3円。毎年度改定される。国の中央最低賃金審議会が、経済情勢などに応じ、都道府県を4区分に分類して引き上げ目安額を示し、各所の地方審議会が新しい額をまとめる。日本は諸外国と比べて低水準との指摘がある。地域間格差の解消も課題。

現行は東京都などAが6都府県、京都などBが11府県、福岡などCが14道県、鳥取などDが16県。新区分は賃金などの実態を踏まえA-Cに再編する。再編後、

Table with 4 columns: 都道府県名, 区分, 現在の最低賃金, 最低賃金. Lists 47 prefectures and their current minimum wage rates.

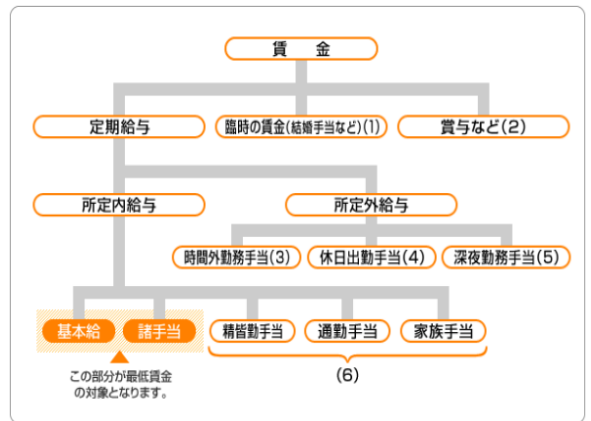
※単位は円... の都道府県の数はAが6、Bが28、Cが13となる見通し。22年度の最低賃金は全国平均で時給96.1円。最高額は東京都の107.2円、最低額は青森や愛媛、宮崎など10県の85.3円で219円の格差がある。より高賃金の都市部に働き手が流出すれば地方の人手不足を助長する恐れがあり、区分制度見直しを求める声が出ている。

最低賃金とは？

ここがポイント!

使用者が労働者に支払わなければならない、賃金の最低額を定めた制度です。

手当が多い月と少ない月では受け取る金額が異なる賃金。どこまでが最低賃金の計算の範囲？



最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金なので、最低賃金を計算する場合には、実際に支払われる賃金から以下の賃金を除外したものが対象となります。

【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)
- (2) 1 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金 (賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金 (時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金 (休日割増賃金など)
- (5) 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分 (深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

特設サイトをご覧ください！ https://pc.saiteichingin.info/point/page_point_what.html